

令和 2 年度
田辺市ふるさと文化振興補助金

【募集要項】

[田辺市教育委員会文化振興課]

田辺市ふるさと文化振興補助金募集要項

1. 目的

市民文化の普及及び推進を図るため、伝統文化の継承又は文化の創造に寄与する事業に対し、補助金を交付する。

2. 補助対象者

市内における文化活動の振興又は伝統文化の継承を目的として設立された団体等で、市長が補助金の交付対象として認めた文化団体等とする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。

- (1) 田辺市文化協会の加盟団体及び個人
- (2) 地方公共団体
- (3) 文化施設の経営を目的とするもの
- (4) 文化活動を専業としているもの
- (5) 会社その他の営利団体
- (6) 文化活動以外の活動を主たる目的とする団体

3. 補助対象事業

補助金の対象となる事業は、対象年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間に実施する事業で、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 展示会、発表会、研究会、公演会等の催し
- (2) 文化に関する啓発活動
- (3) 文化の調査研究及び資料の刊行
- (4) 伝統文化の保存、継承及び育成並びに新たな文化の創造及び育成
- (5) 文化交流を促進する事業
- (6) 国、和歌山県又は本市の指定を受けた無形文化財又は無形民俗文化財の保存団体が行う啓発又は発表

なお、事業の継続は3年以内とする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 教授所、教室等が行う発表会等、専業の効果が専ら実施団体に帰属すると認められる事業
例) ピアノ教授所が行う演奏会、公民館教室・サークルが行う発表会など
- (3) 特定の政治活動または宗教活動を目的とする事業
- (4) 主として学校の部活動その他の学校教育に関する事業
- (5) 国、地方公共団体（本市を含む）等の公的補助、もしくは他の公益法人からの補助を受けている事業
例) 田辺市まちづくり補助金・田辺市指定文化財補助金等対象事業など

4. 補助金額

上限10万円

※対象事業費（事業に要した費用から、別表の補助対象外経費および当該事業の実施に伴う入場料、参加料、広告料、寄附金その他の収入を除いた額）の2分の1以内の金額（予算の範囲内で対応）

<別表>

経費区分	補助対象経費	補助対象外経費
報償費	講師謝金 ※団体構成員のみが参加する学習会等のための謝金は対象外。(ただし、国・和歌山県または本市の指定を受けた無形文化財または無形民俗文化財の保存団体は除く。)	団体構成員に対して支払うもの
消耗品費	教材費、看板制作費、コピー代等	備品的性格のもの
光熱水費	事業会場で臨時的に使用する灯油代等	日常の練習や打合せ等の会場や団体の事務所等で使用するもの
印刷製本費	チラシ、ポスター、プログラム、出版物の印刷費	
広告宣伝費	マスコミへの広告、新聞折り込み費用等	※総事業費に対する広告宣伝費の割合が著しく高い場合は、対象にならない場合があります。
通信運搬費	切手、はがき代等 ※送付先名簿を提示	電話・FAX・インターネットにかかる料金
使用料及び賃借料	会場、付帯設備、車両等の借り上げ代	日常の練習や打合せ等にかかる会場費、団体の事務所等を維持するための経費
その他	保険料等	宿泊費、旅費、食糧費、接待費(花束・手土産等)、団体運営費等

5. 申請方法

- (1) 補助金の交付を希望する団体等は、田辺市教育委員会文化振興課(以下、「事務局」。)と**事前協議**を行ってください。
- (2) 事前協議後、次の書類を事務局に提出してください。
 - ① 交付申請書(第1号様式)
 - ② 事業計画書(別紙1)
 - ③ 収支予算書(別紙2)
 - ④ 見積書等積算の根拠となるもの
 - ⑤ 【団体の場合】団体の規約、会則又は定款等
 - ⑥ 【団体の場合】団体会員名簿(氏名及び住所記入のもの)。

6. 交付決定

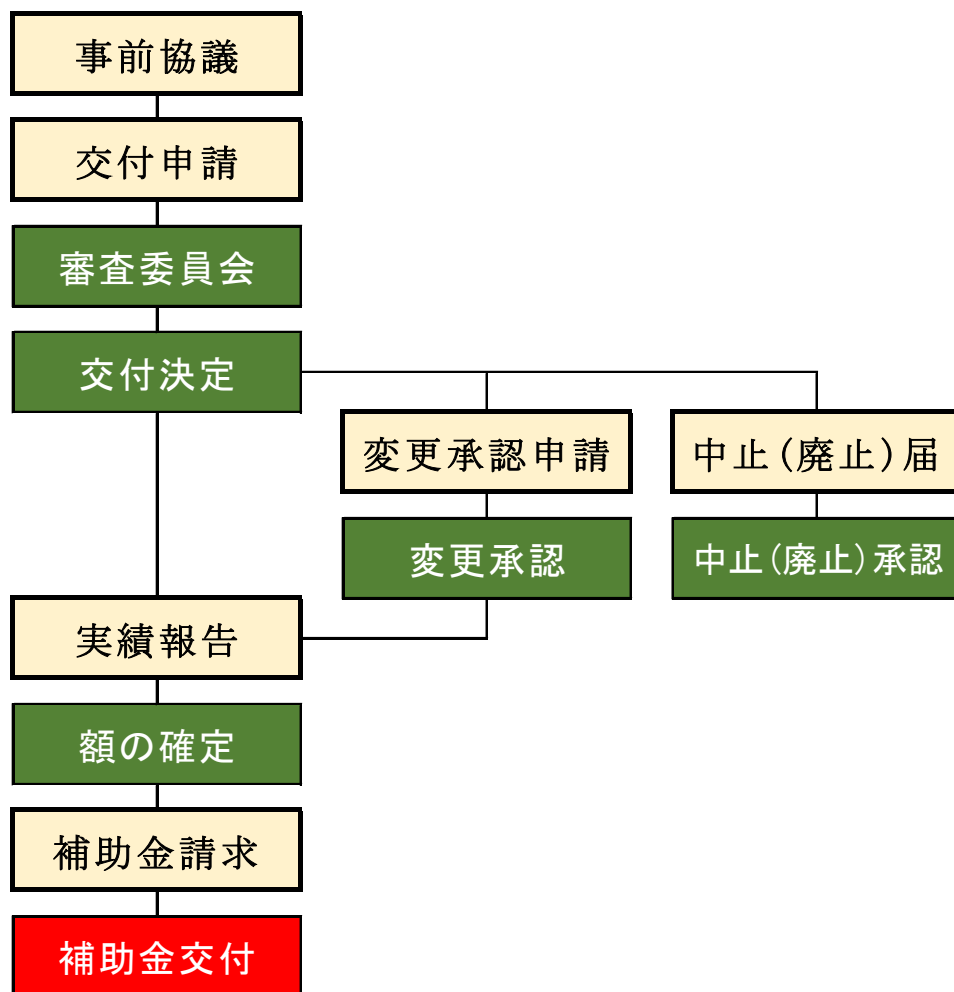
- (1) 交付決定は、審査委員会を開催し、その審査委員会の結果に基づいて市長が決定します。
- (2) 交付決定を受けた団体等は、善良な管理者の注意をもって事業を遂行してください。
- (3) 交付決定後に事業内容及び経費を変更する場合は、事業変更承認申請書(第3号様式)を事務局に提出し、市長の承認を受けてください。
- (4) 交付決定後に事業の中止又は廃止される場合は、事業中止(廃止)届(第5号様式)を事務局に提出してください。

7. 補助金の支払

- (1) 事業が完了したときは、すみやかに次の書類を事務局に提出してください。
 - ① 実績報告書(第7号様式)

- ② 収支決算書（別紙１）
 - ③ 資料（刊行物等成果品、ポスター・チラシ・記録写真等）
 - ④ 支出に係る領収書（写し可）
- (2) 実績報告書類の内容を審査し、その内容が補助事業に適合すると認められる場合は、補助金額を確定します。
- (3) 補助金額の確定の通知を受けた団体等は、請求書（第９号様式）を提出してください。

●申請から交付までの流れ



◆問合せ・申込先

田辺市教育委員会 文化振興課 文化振興係
〒646-0028

田辺市高雄一丁目23-1 市民総合センター 3階

電話番号 (0739) 26-9943 / FAX (0739) 25-6029

E-Mail: bunshein@city.tanabe.lg.jp